

201224013B

厚生労働科学研究費補助金  
障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野）

利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の  
改善策に関する調査研究

平成23～24年度 総合研究報告書

研究代表者 相川 孝訓

平成25（2013）年3月

**厚生労働科学研究費補助金  
障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野）**

**利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の  
改善策に関する調査研究**

**平成23～24年度 総合研究報告書**

**研究代表者 相川 孝訓  
平成25(2013)年3月**

## 目 次

### I. 平成23年度～24年度サマリー

研究要旨	-----	1
調査研究体制	-----	2
A. 研究目的	-----	3
B. 研究方法	-----	3
C. 研究結果	-----	5
D. おわりに	-----	8

### II. 分担研究報告（平成23年度～24年度テーマ順）

1. 補装具給付制度への要望に関する調査研究 井上剛伸・筒井澄栄・中村隆	-----	9
2-1. 補装具新規支給判定における完成用部品実数調査 樋本修・筒井澄栄	-----	24
2-2. 更生相談所における補装具費支給判定の地域差と完成用部品処方の傾向 樋本修・筒井澄栄	-----	53
3-1. 補装具費支給制度の課題抽出（1） 相川孝訓・山崎伸也・我澤賢之	-----	61
3-2. 補装具費支給制度の課題抽出（2） 相川孝訓・山崎伸也・我澤賢之	-----	81
4-1. 車いすおよび座位保持装置の安全性に関する事項の制度改善についての 提案 廣瀬秀行	-----	93
4-2. 更生相談所での座位保持装置及び車椅子の破損及び機能不全実態調査 廣瀬秀行・樋本修	-----	100
5-1. 補装具費支給制度の価格に関する課題抽出（1） 我澤賢之・山崎伸也	-----	110
(資料) 調査票	-----	139
1. 義肢・装具・座位保持装置製作費用実態調査 (作業時間ならびに素材費単価について)	-----	
2. 義肢・装具・座位保持装置製作費用実態調査 (人件費ならびに収支その他について)	-----	
5-2. 補装具費支給制度の価格に関する課題抽出（2） 我澤賢之・山崎伸也	-----	151
6. 補装具活用支援体制の考査に関する提言 井上剛伸・筒井澄栄	-----	174

平成 23 年度～24 年度サマリー

# 利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究

研究代表者 相川 孝訓 国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
福祉機器開発部第一福祉機器試験評価室長

## 研究要旨

補装具費支給制度は、本邦における福祉用具の公的給付の根幹をなす制度であるが、義肢・装具利用者に関しては、ニーズ調査自体がほとんど行われておらず、利用者の意識を反映した制度としての見直しが必要とされている。本研究では、利用者のニーズに基づき、補装具費支給制度の課題の抽出を行うとともに、改善策に関する提案を作成することを目的とする。そのために、以下の目標を設定して実施する。

利用者のニーズ把握では、利用者、利用者の家族、中間ユーザーの立場からの意見をもとに分析を行う。下肢切断者のQOL調査結果、当事者家族の意見・要望、中間ユーザーの義肢装具士、理学療法士、社会福祉士へのアンケート調査結果からの分析を行い、分析結果をまとめる。

完成用部品の支給実数の把握では、全国の更生相談所に対する実数調査を実施し、部品ごとの支給実数および価格についてデータをとりまとめる。さらに地方差と処方の傾向について検討する。

制度の改善策の提案では、現状の補装具費支給制度における制度や安全性や価格などの確認に関する問題点について調査研究を実施し、その改善策について提案をまとめる。調査の項目としては、制度の基本事項、安全性の評価手法および破損情報の収集システム等を想定している。

価格に関する制度改善策の提案では、第1に現状の義肢・装具・座位保持装置についての価格制度、すなわち個々の基本要素・製作要素ごとに価格を定めることを前提とし、最新の基本工作法についての現況を明らかにするとともに、製作費用の実情に即した価格改訂を継続的におこなうための簡便で実用的な方法を開発する。第2に現制度では実費に即した費用が価格に反映されていない、製作・修理出張旅費などの要素についての考慮を踏まえ、外国の制度も参考にしつつ将来的な価格制度のあり方について提案をまとめる。

以上を総合し、補装具費支給制度の改善案について全体設計の提案を作成、将来のする。

初年度は、ニーズ把握および実数把握のための調査を実施するとともに、安全性に関する予備的な調査を実施し、また価格に関する調査を実施し、課題の抽出を行う。また2年度は、安全性に関する調査として更生相談所での座位保持装置及び車椅子の破損、機能不全の実態調査を実施し、補装具費支給制度の課題抽出のため、補装具完成用部品指定申請を行った業者に対してアンケートを実施する。また、初年度の更生相談所における補装具費支給制度に関する調査結果についてより詳細な分析を進め、地域差と完成用部品処方の傾向について検討する。価格に関する調査についてもより詳細な分析を行う。これらの結果を踏まえて課題の抽出と今後の方向性について検討し、提案を行う。

## 調査研究体制

研究代表者 相川孝訓  
国立障害者リハビリテーションセンター 研究所 福祉機器開発部  
第一福祉機器試験評価室長

研究分担者 井上剛伸  
国立障害者リハビリテーションセンター 研究所  
福祉機器開発部長

研究分担者 廣瀬秀行  
国立障害者リハビリテーションセンター 研究所 福祉機器開発部  
高齢障害者福祉機器研究室長

研究分担者 我澤賢之  
国立障害者リハビリテーションセンター 研究所 障害福祉研究部  
研究員

研究分担者 山崎伸也  
国立障害者リハビリテーションセンター 研究所 義肢装具技術研究部  
主任義肢装具士

研究分担者 横本修 宮城県リハビリテーション支援センター  
所長

研究分担者 筒井澄栄  
国立障害者リハビリテーションセンター 研究所 障害福祉研究部  
心理実験研究室長

研究協力者 中村 隆  
国立障害者リハビリテーションセンター 研究所 義肢装具技術研究部  
義肢装具士

## A. 研究目的

本研究は、利用者のニーズに基づき、補装具費支給制度の課題の抽出を行うとともに、改善策に関する提案を作成することを目的とする。研究目標としては、義肢・装具の利用者のニーズの把握、義肢・装具・座位保持装置の完成用部品の支給実数の把握、制度改善についての提案の作成、価格に関する事項の制度改善についての提案の作成、補装具費支給制度の全体設計についての提案の作成の5つが設定される。

補装具費支給制度は、本邦における福祉用具の公的給付の根幹をなす制度である。現在、義肢装具及び座位保持装置の完成用部品は製品の登録制度があり、登録の際に補装具評価検討会において安全性の確認等が行われている。しかし、この手続きは煩雑であり、国立障害者リハビリテーションセンター研究所にて事務局を担当しているが、申請内容に不備のあるケースも少なくない。また、補装具費支給制度の価格については、平成20～21年度に厚生労働科学研究費にて調査が行われ、改訂が21年度末と22年度末に行われたが、実情に即した価格設定にはさらなる調査検討が必要とされ、課題が残されている。一方、切断者等の義肢・装具利用者に関しては、ニーズ調査自体がほとんど行われておらず、利用者の意識を反映した制度としての見直しが必要とされている。以上の状況をふまえ、利用者のニーズおよび支給の実態を把握した上で、補装具費支給制度の見直しに資する提案を行う研究が必要である。

補装具費支給制度の実施件数については、種目毎の統計が毎年発表されているが、義肢・装具・座位保持装置の部品毎や製品毎の支給実数は、把握されていないのが現状である。通常、制度の実施件数は制度の運用や改善を検討する際に、基礎となるデータであるはずである。しかし、その実数が把握されていない点は、重大な課題である。

本研究は、義肢・装具の利用者を対象として、補装具費支給制度に関するニーズを把握しようとという点で、他にはない特色がある。また、ニーズや支給実数といった現状把握を行い、それに基づいた制度改善の提案を研究成果とする点は、本研究の独創的な点といえる。

## B. 研究方法

研究実施体制としては、国立障害者リハビリテーションセンター研究所内の福祉機器開発部、障害福祉研究部、義肢装具技術研究部と宮城県リハビリテーション支援センターが協力して実施する。また、研究協力を、厚生労働省自立支援振興室、日本義肢協会、全国身体障害者更生相談所長協議会にお願いしている。

研究目標達成のために、以下の計画で研究を実施する。

### 平成23年度（2年計画の初年度）

#### 1) 義肢・装具の利用者のニーズの把握（井上、筒井）

下肢切断者のQOL調査結果の分析、当事者家族の意見・要望の分析、中間ユーザーの義肢装具士、理学療法士、社会福祉士へのアンケート調査結果からの分析を行い、利用者、利用者の家族、中間ユーザーの立場からの意見をもとにした分析結果をまとめる。

#### 2) 義肢・座位保持装置の完成用部品について、支給実数の把握（櫻本、筒井）

全国身体障害者更生相談所長協議会に協力を依頼して、全国の更生相談所における義肢・装具・座位保持装置の完成用部品の1年間の支給実数を調査する。また、あわせて支給価格の調査も実施し、価格ごとの支給実態を把握する。

3) ニーズに関する項目のうち、制度改善についての提案の作成（相川、廣瀬、山崎、我澤）

補装具費支給制度の課題を抽出するための第一歩として、補装具完成用部品の指定申請業者から意見・要望を収集して分析する。現在の指定申請システムの問題点について分析し、安全性や価格に関する事項の改善点を作成する。また、破損情報調査を実施して内容を分析して課題を抽出する。

4) 価格に関する事項の制度改善についての提案の作成（我澤、山崎）

義肢・装具・座位保持装置の価格をより現況の製作費用に即したものとするのに有効な提案をするため、製作費用等にかかる調査を計画し実施する。人件費単価・収支等に関する比較的簡単な調査と、作業時間・素材単価等に関する詳細な調査を実施して、集計、分析する。この結果は補装具評価検討会の作業部会に提供して、補装具費支給基準の改定作業に関する提案を行う。

平成24年度（2年計画の最終年度）

1) 義手・義足・座位保持装置の完成用部品についての支給実数の把握（樫本、筒井）

初年度に全国身体障害者更生相談所長協議会に協力を依頼して、全国の更生相談所における義肢・装具・座位保持装置の完成用部品の1年間の支給実数を調査した。今年度は、これらの調査結果について詳細な分析を行い、課題を抽出する。処方した更生相談所を都市判定型（政令指定都市、東京都）、広域判定型（道府県）の2群に分け、処方される完成用部品の傾向を解析する。また、全国の更生相談所の地区ブロック（東北北海道、関東甲信越、中部、中国四国、九州）の5郡間で比較を行い、判定の地域差を検討する。

2) 制度改善についての提案の作成（相川、山崎、我澤）

補装具完成用部品の指定申請を行った業者に対して、補装具完成用部品の指定申請に関する意見・要望を収集して分析する。現在の指定申請システムの問題点について分析し、改善点を作成する。

3) 破損、機能不全の実態調査の実施（廣瀬、樫本）

更生相談所での座位保持装置及び車椅子の破損、機能不全の実態調査を実施して内容を分析して課題を抽出する。

4) 価格に関する事項の制度改善についての提案の作成（我澤、山崎）

義肢・装具・座位保持装置（以下義肢等）製作事業者を対象に平成23年度に実施した、製作費用、収益などの調査について、採算性の分析、制度で想定されていると考えられる基本工作法に基づく作業工程確認するためのたたき台づくりを目指した資料づくり、義肢等製作費用にかかる付随費用調査を実施する。

5) 補装具活用支援体制の考査に関する提言（井上、筒井）

昨年度得られた利用者のニーズを基に、その解決策として「補装具活用支援体制の構想」および「補装具適合・判定支援ネットワークの構築」を提言としてまとめた。これが1)から4)をふまえた補装具費支給制度の全体設計についての提案に相当することになる。

平成23年度～24年度の研究成果をふまえて、補装具費支給制度の全体設計についての提案を作成する（全員）

## C. 研究結果

以下に各分担研究の概要を記載するが、詳細な内容については、各分担研究の章を参照されたい。

本報告書においては、研究成果を分かり易く整理するために、2年間の分担研究の成果を年ごとではなく分担研究毎にまとめて、最終的に補装具費支給制度の全体設計についての提案を作成する。

### 1. 補装具給付制度への要望に関する調査研究 (平成23年度)

補装具給付制度における課題に関する現状を調査し、本事業における効果的かつ具体的方策を明らかにすることを目的として、現行の補装具給付制度における要望や課題について、下肢切断者・利用者の家族・中間ユーザの立場からの意見を内容分析の手法を用いて意見集約を行った。

下肢切断者の義肢および制度への要望では、制度自体に対する不満の記載は少なく、給付される義足の性能に関する要望やアフターフォローについての要望が多い。当事者の家族の要望は、「耐用年数の見直し」「複数給付」「給付対象品の拡大」などの給付品に関するものと「申請方法」「制度運用への要望」などの「制度運用への要望」と「判定方法に関する要望」が多い。中間ユーザは、判定結果に納得がいかない、判定基準が明確ではない、意図するものと違うものが処方された、判定に関わる専門家のスキルに対する疑問などの「判定に関する不満・要望」が多い。判定への出席を求められた際の判定による時間的拘束、判定の際の経費負担や給付品の取扱い基準の明確化、採型・補装具制作費の拡大、納入の際のコストなどの「制度運用への要望」が多く、他方で制度利用に対する知識不足や誤った制度理解・運用に関する意見もあった。

補装具給付制度の抜本的改革を求める意見も

あるが、複雑かつ特異化した制度を一元化するには、法制度間調整機能を持つ機構・機関が必要となる。現行の制度では、補装具の処方、適合、給付判定の中心的な役割を担う障害者更生相談所を中心機関として、地域リハビリテーションセンターおよび市町村の障害者・高齢者の在宅支援センター等の連携のもと、補装具の供給調整および適正利用に関する監督機関とするのが現実的であろう。

### 2-1. 補装具新規支給判定における完成用部品実数調査 (平成23年度)

全国の身体障害者更生相談所79カ所に対して、平成22年度における義手、義足、座位保持装置3種目の新規判定事例についてアンケート調査を行い、75か所（回収率94.9%）から回答が得られた。1年間で義手219件、義足1,693件、座位保持装置1,516件が新規に処方された。義手では手先具、義足では継手・足部、座位保持装置では支持部と構造フレームにつき実際に処方された完成用部品の実数、高頻度処方品目の特徴、機能をまとめた。新規処方義手の9割が装飾用義手であった。義足では高齢者ほど安価な継手、足部が処方されていた。高額な部品使用者ほど活動度が高く、就労していた。座位保持装置で最も多かったモールド型の4分の1では支持部が外部発注であり、既製品の支持部も多く処方されていた。切断者の高齢化、低活動化を反映して安価で低機能なパーソンが高頻度に処方されていた。更生相談所の判定においては、対象者のプロフィールやニーズに応じた完成用部品の選択が適切になされていると考えられた。

### 2-2. 完成用部品の支給実数調査 (平成24年度)

平成23年度の本研究で身体障害者更生相談所

の補装具費支給判定においては、対象者のプロファイルやニーズに応じた完成用部品の選択が適切になされていることを報告した。更生相談所の補装具費支給判定は、地域差がなく全国一律の判断基準で公平、公正に行われることが望ましい。しかし、判定の頻度、形式や判断基準においては地域差があることも指摘されている。そこで、平成24年度の研究では判定の地域差を検証する目的で23年度に調査した義手、義足、座位保持装置の新規処方結果をさらに分析し、判定内容の地域差、完成用部品処方の傾向を検討した。全国の更生相談所を都市判定型、広域判定型ならびに地区ブロックごとの群に分け、群別の処方件数、全体価格、完成用部品価格、処方の傾向から、判定の地域差を考察した。

1カ所の更生相談所が年間に判定する新規処方件数において義手、義足、座位保持装置とも地域差がみられた。義足と座位保持装置では全体価格、完成用部品価格に地域差がみられた。義手では都市判定型の対象者の方が高額な完成用部品が処方されている割合が高く、活動性も高かった。都市に在住する上肢切断者の方が外出の機会が多いなど活動性が高く、シリコン製などの比較的高額な装飾手袋が処方されていると考えられた。義足における膝継手と足部の価格においては活動性と関係なく、地区ブロック間に処方価格の差があった。また、同一の更生相談所から同じ完成用部品が繰り返し処方されていた。判定する側は処方し慣れたものを処方する、あるいは製作業者が同一の完成用部品を使用する傾向が伺えた。座位保持装置は都市判定型の地域において活発に処方されていた。外部発注となるオーダー支持部を処方する更生相談所が地域差なくみられた。支持部を作製する設備や技術がない業者が座位保持装置作製に全国的に参入してきていることが推察できた。

### 3－1. 補装具費支給制度の課題抽出（平成23年度）

補装具完成用部品指定申請に関する課題を抽出するために指定申請の経験のある業者から要望などの意見を収集する要望意見集約会を開催した。事前及び当日に収集された意見・要望について内容を分類して、回答を作成した。回答は、指定申請に関する全般的な内容、工学試験、フィールドテスト（臨床試験）、価格に関するものに分類した。これらの内容を整理して補装具完成用部品指定申請に関する課題を抽出して、今後の対応方針を検討した。

### 3－2. 補装具費支給制度の課題抽出（平成24年度）

補装具完成用部品指定申請に関する課題を抽出するために、平成24年度の指定申請を行った業者に対して電子メールによるアンケート調査を実施した。指定申請の様式や手続き上の問題点を確認するために、申請書類作成時の問題点、改善点、要望等についての意見を収集した。得られた結果について整理して、システムの改善のための改良点について検討し、改善案を作成した。

### 4－1. 車いすおよび座位保持装置の安全性に関する事項の制度改善についての提案（平成23年度）

補装具完成用部品の改善策の提案を作成するために、現状の補装具費支給制度における安全性の確認に関する問題点について調査研究を実施した。主として車いすおよび座位保持装置にターゲットを絞り検討した。また、安全性に関する海外調査を実施した。

#### 4-2. 更生相談所での座位保持装置及び車椅子の破損及び機能不全実態調査（平成24年度）

補装具のうち、座位保持装置、電動車椅子、車椅子の破損や機能不全により再支給または修理となったものについて、全国80カ所の身体障害者更生相談所に対してアンケートを実施した。61カ所の更生相談所から回答が得られ、12カ所からは該当無しの回答が、49カ所の更生相談所からは842件の事例が得られた。回収率は76.3%である。再支給と修理の割合は、91%が再支給であり、修理は9%と少なかった。車椅子・座位保持装置の使用期間は平均7.6年、最大29年、座位保持装置は平均6.6年、電動車椅子は平均7.5年、手動車椅子平均8.0年であり、使用期間での統計的差はなかった。製作手法別の使用期間では外国製車椅子平均6.9年、国内既製品平均7.2年、国内オーダーメイドは平均7.6年で有意差はなかった。得られたデータから、修理または再支給の原因、内容、期間、部位、などについて整理して、分析を行った。

#### 5-1. 補装具費支給制度の価格に関する課題抽出（平成23年度）

義肢・装具・座位保持装置製作事業者を対象に、製作費用、収支などについての調査を行った。現時点の集計結果は、製作費用が増加していることを示唆している。

調査の結果推定された素材価格の前回調査時点（2009年）からの変化率は2.65%であった。また人件費単価の推定値は1,901円/時で前回調査からの変化率は1.50%であった。これらの数値の上昇の幅は、それぞれ日本経済における国内企業間取引される財の物価の動向、製造業全体の人件費単価と比較して大差ないと考えられる。一方、人件費にかかる正味作業時間の調査結果は、現行制度で想定されている水準に較べ平均して2倍程

度となっており、両者の間に大きい隔たりが見られた。この点、慎重な吟味と今後の更なる調査が必要と考えられる。制度についての意見の調査結果からは、採算の厳しさが伺え、現行の義肢等価格設定の水準や移動コストの扱い等について意見が挙げられていた。

#### 5-2. 補装具費支給制度の価格に関する課題抽出（平成24年度）

義肢・装具・座位保持装置（以下義肢等）製作事業者を対象に平成23年度に実施した、製作費用、収益などの調査について、採算性の分析、制度で想定されていると考えられる基本工作法に基づく作業工程確認するためのたたき台づくりを目指した資料づくり、義肢等製作費用にかかる付随費用調査を実施した。

採算性の分析からは、1. 義肢等製作事業者の扱う事業全体としては平均的には製造業・全産業（金融業・保険業を除く）とほぼ同水準の営業利益率を得ていることが示された。2. その一方で、赤字の事業所も減少傾向にあるとはいっても、有効回答中20%程度みられた。3. 義肢、座位保持装置に関しては、事業所は現行の供給水準を引き下げれば利益を増加できることが示された。4. 購入基準（3）装具 区分〔下肢装具〕〔短下肢装具〕F 硬性 2支柱なし：金属支柱のないもの（シューホンタイプAF0）の製作を題材として、装具の基本工作法について、制度上考えられる製作工程についての詳細をまとめた。5. 装具を題材に義肢等製作費用にかかる人件費、素材費、完成用部品購入費以外の費用（付随費用）の調査を実施した。調査結果を装具の現行制度の元となっている昭和54年度調査結果と比較したところ、全費用に占める付随費用比率が縮小している可能性が示唆された。

## 6. 補装具活用支援体制の考想に関する提言 (平成24年度)

昨年度得られた利用者のニーズを基に、その解決策として「補装具活用支援体制の構想」および「補装具適合・判定支援ネットワークの構築」を提言としてまとめた。「補装具活用支援体制の構想」では、利用者へのサービス提供に係る関係機関の連携を主たる柱とし、市区町村でのサービスリソースの連携体制の構築と、県単位での自立支援総合センターとの協力により、適切な補装具給付を実現するシステムを提案した。また、「補装具適合・判定支援ネットワークの構築」では、全国レベルでの拠点の設置とそのネットワーク構築により、データベースの構築や情報共有、人材育成、政策提案を行うシステムを提案した。この2つは、補装具費支給制度のさらなる向上に向けた車の両輪にあたり、双方の構築を平行して進めていく必要がある。今後は、システムの具体化に向けての情報収集や、既存のリソースの再構成を含めた効率的なシステム構築の検討を行う必要がある。そのための方策として、モデル的な事業としての試行の段階に入ることも有効である。

限られた資源の中で、利用者の生活の質を最大限向上し、なおかつ、効率も考慮した補装具費支給制度が求められている。今回提案したシステム

は、その点からも有用であり、今後具体化に向けたさらなる取り組みを進める予定である。

## D. おわりに

計画の2年間が終了し、個々の分担研究では、ほぼ計画通りの研究が実施できたものと思われる。しかしながら、アンケートの実施が多くあり、回収、分析に時間が必要とされ、1年目に十分な分析が出来なかつたものもあり、これらについては2年目により詳細な分析を行った。今回得られた調査結果は貴重な得難いデータであり、今回だけでなく今後の提言の作成にも役に立つものと思われる。個々の分担研究で得られた研究結果を踏まえて検討を行い最終的に提言としてまとめることが出来た。この提言は本報告書では分担研究の一つとしてまとめはあるが、研究分担者全てが関わって検討され同意された内容であり、今後の進むべき方向性を示しているものと考えられる。しかしながら、提言内容の詳細については、さらなる調査研究が必要であると考えられ、継続して研究を続けていくことが必要である。

最後に、更生相談所の方々や義肢装具・座位保持装置の製作業者、製造業者、輸入業者の方々などの多くの方々にアンケートにご協力を頂いた。ここに記して謝意を表するものである。

## 分担研究報告

(平成 23 年度～ 24 年度テーマ順)

## 利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究

### 1. 補装具給付制度への要望に関する調査研究

研究分担者 井上 剛伸 国立障害者リハビリテーションセンター研究所

福祉機器開発部長

研究分担者 筒井 澄栄 国立障害者リハビリテーションセンター研究所

障害福祉研究部 心理実験研究室長

研究協力者 中村 隆 国立障害者リハビリテーションセンター研究所

義肢装具技術研究部 義肢装具士

#### 研究要旨

リハビリテーションにおける補装具の役割は大きく、障害を有する利用者の自立はもとより利用者のQOLの向上や介護者の負担軽減に不可欠である。それゆえ利用者の生活状況に適合した補装具の活用は重要であり、不適合はリハビリテーション効果を損なうことになる。多様な補装具が、心身機能が低下し、日常生活に支障のある利用者の日常生活の便宜を図るために、種々の公的給付サービスが準備されている。しかし、他の給付制度との関係性がわかりにくい、利用者や中間ユーザに混乱を与えるとの指摘もあり、解決すべき課題は少なくない。本研究では、補装具給付制度における課題に関する現状を調査し、本事業における効果的かつ具体的方策を明らかにすることを目的とした。

現行の補装具給付制度における要望や課題について、下肢切断者・利用者の家族・中間ユーザの立場からの意見を内容分析の手法を用いて意見集約を行った。

下肢切断者の義肢および制度への要望では、制度自体に対する不満の記載は少なく、給付される義足の性能に関する要望やアフターフォローについての要望が多い。当事者の家族の要望は、「耐用年数の見直し」「複数給付」「給付対象品の拡大」などの給付品に関するものと「申請方法」「制度運用への要望」などの「制度運用への要望」と「判定方法に関する要望」が多い。中間ユーザは、判定結果に納得がいかない、判定基準が明確ではない、意図するものと違うものが処方された、判定に関わる専門家のスキルに対する疑問などの「判定に関する不満・要望」が多い。判定への出席を求められた際の判定による時間的拘束、判定の際の経費負担や給付品の取扱い基準の明確化、採型・補装具制作費の拡大、納入の際のコストなどの「制度運用への要望」が多く、他方で制度利用に対する知識不足や誤った制度理解・運用に関する意見もあった。

補装具給付制度の抜本的改革を求める意見もあるが、複雑かつ特異化した制度を一元化するには、法制度間調整機能を持つ機構・機関が必要となる。現行の制度では、補装具の処方、適合、給付判定の中心的な役割を担う障害者更生相談所を中心機関として、地域リハビリテーションセンターおよび市町村の障害者・高齢者の在宅支援センター等の連携のもと、補装具の供給調整および適正利用に関する監督機関とするのが現実的であろう。

## A. はじめに

わが国の補装具の給付は、1932（昭和7）年の「救護法」制定以降、災害防止、障害補償、障害疾病発生等の事故や特殊事情に対する生活保障、医療、職業訓練等の個別救済的な対策としてわずかながら義肢・装具・義眼等の「補装具」の製作支給がなされていた。しかしながら傷痍軍人などには国家への功績として一貫した治療、訓練、社会復帰指導のほか経済保障などの援護対策が行われ補装具の支給も手厚く施されてきた。このようにわが国は、1945（昭和20）年までは傷痍軍人等を優先的に援護する施策で、一般国民を対象とした給付は1950（昭和25）年の「身体障害者福祉法」施行後からである。身体障害者福祉法では、一般的身体障害者を対象としたリハビリテーション・サービスとして「補装具給付制度」が位置づけられ、今日補装具の給付システムの基幹となる法制度として障害者自立支援法に引き継がれ、障害者に対する支援機器として「補装具」「日常生活用具」が支給されている。補装具等の給付制度には、他に労働者災害補償保険制度、医療保険制度、年金保険制度、生活保護法（医療給付）、戦傷病者特別援護法等によるものがある。補装具給付制度は、障害者福祉法の改正、介護保険制度、支援費制度や障害者自立支援法の制定などに伴い、幾多の改正が行われてきた。しかし、他の給付制度との関係性がわかりにくく、利用者や中間ユーザに混乱を与えていたとの指摘もある。

本研究では、補装具給付制度における課題に関する現状を調査し、本事業における効果的かつ具体的な方策を明らかにすることを目的とした。

## B. 研究方法

現行の補装具給付制度における要望や課題について、利用者、利用者の家族、中間ユーザの立場から意見をもとに分析を行う。

### 1 対象者と実施方法

現行制度における、諸問題について以下のデータをもとに分析を行う。

- 1) 利用者当事者の意見として、下肢切断者のQOL調査の義肢および制度への要望に関する自由記載データの分析
- 2) 利用者当事者の家族の意見として、平成22年度調査研究事業「障害者が利用する福祉用具の制度の在り方」（社団法人 全国肢体不自由児・者父母の会連合会）の報告書 P.88からP.109に記載されている補装具制度に関する要望の分析
- 3) 中間ユーザである義肢装具士・理学療法士・社会福祉士の意見の分析

なお、下肢切断者のQOL調査については、国立障害者リハビリテーションセンター研究所義肢装具技術研究部（旧補装具製作部）で義足製作を行った切断者のうち、住所が判明し、重篤な合併症を有しない下肢切断者352名（片側切断者301名、両側切断者51名）とした。郵送により調査票（PEQ日本語版）を送付し、その回答をもって調査協力への同意とした。なお調査表は無記名（連結可能匿名化）とし、調査項目は、下肢切断者のQOLに関する質問で構成され、自由記載で義足に関する記載を依頼した。調査研究を実施する際には、その趣旨を調査対象者に説明し、協力が得られた対象に限って実施し、個人情報の保護及び法令等を遵守するとともに、研究委員・協力員の相互でチェックを行い、調査データ等は施錠できる保管場所で管理を行っている。

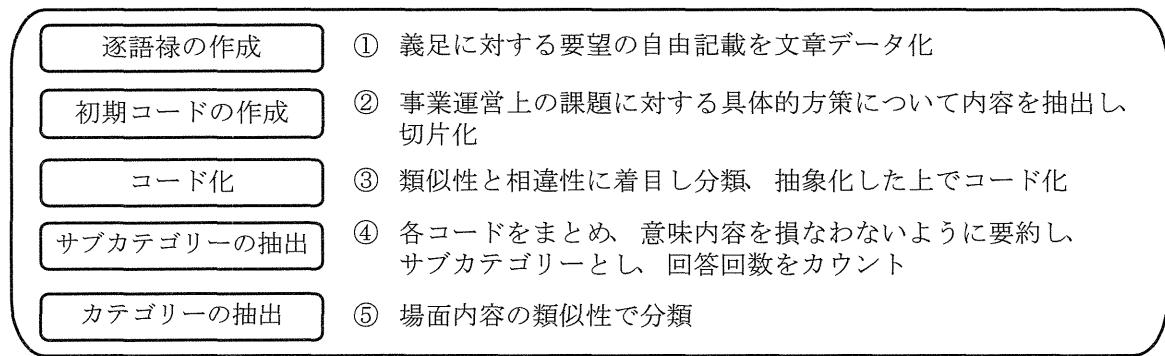


図1 結果と統合の経過を整理・類型化した手順

## 2 データの分析方法

分析は、義足に関する要望を整理するために、調査票の自由記載を内容分析の手法を用いて行った。これは定性データ（記載情報）の類似性を基に分類・要約し、研究内容（具体的方策）を量的に分析するためである。分析の手順は以下に記すとおりである（図1）。

分析は、①質問に対する全ての回答を文章データ化した逐語録を作成し、②逐語録から、意味のまとまりごとに切片化し初期コードとした。③その後、類似性と相違性に着目して分類、抽象化してコードとした。④次にコードをまとめ、意味・内容を損なわないように要約し、サブカテゴリーを作成、発言者数をカウントした。1つの質問に対する1人の対象者の同様の発言は1発言とし、異なる質問に対する発言や内容が複数ある場合は、個別にカウントした。⑤最後に、質問項目のサブカテゴリーを課題ごとに統合し、場面内容の類似性に従い分類し、カテゴリーとして命名した。なお本研究ではコード作成過程において、義肢装具士、理学療法士、社会福祉士、および質的研究の専門家と分析の妥当性について検討を行った。

## C. 研究結果

各調査の分析結果は、次のとおりである。

### 1 利用者当事者の意見

「下肢切断者QOL調査」における義肢および制度への要望に関する自由記載の分析は、「義足使用者QOL」調査票において、「義足に対する要望（自由記載）」に記載があった64名146項目を用いた。

記入された方の基本属性は、男性48名（75%）、女性16名（25%）、平均年齢60.0±15.0歳（男性59.9±15.3、女性60.1±14.4）である。

下肢切断者の意見を整理すると、給付後の義足の「アフターフォロー」「フィッティング」「給付制度および義足に関する情報発信」「補装具製作技術」や申請窓口や判定の際の「対応」等の「制度運用についての要望」が最も多く31件（21.4%）であった。ついで義足に関するものが続き「義足製作に関する要望」が28件（19.2%）、「義足そのものに対する要望」27件（18.5%）、「研究・技術開発に関する要望」10件（6.8%）である。「制度・政策に関する要望」については5件（3.4%）と最も少なかった。義足のおかげで日常生活が送れているや製作者・担当者の対応に対する「感謝の言葉」が19件（13%）であった。義足により日常生活が送れている方々から意見が多いためか、肯定的な意見とともに義足のおかげで日常生活が送

れているという感謝の意見が多く、更なる義足の性能向上の要望と義足更新の際のフィッティングやアフターフォローに対する要望が多い。「制度運用についての要望」と「制度・政策に関する要望」は「行政・関係機関への要望」

36件 (24.8%) であった。「義足製作に関する要望」と「義足そのものに対する要望」は「義足の性能に関する要望」55件 (37.7%)、「研究・技術開発に関する要望」10件 (6.8%) である。（表1、図2）

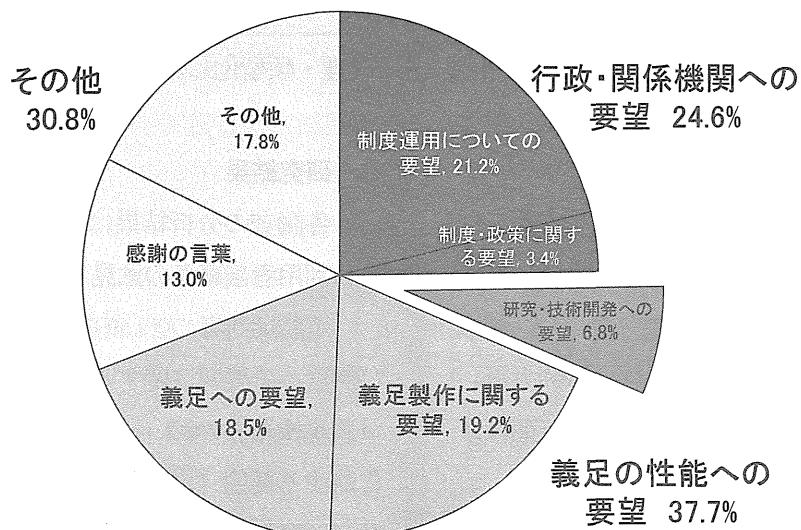


図2 痾足利用者の意見

## 2 利用者当事者の家族の意見

利用者当事者の家族の意見として、平成22年度調査研究事業「障害者が利用する福祉用具の制度の在り方」（社団法人 全国肢体不自由児・者父母の会連合会）の報告書 P.88～P.109に記載されている補装具制度に関する要望202項目の分析を行った。

分析の結果、「耐用年数の見直し」「複数給付」「給付対象品の拡大」「給付基準額の見直し」「対象者」「負担軽減」等の「給付水準の見直し」が最も多く69件 (34.2%) であった。次いで「地域間での運用の違い」「申請方法」「継続利用の際の情報共有」「緊急対応」等の「制度運用への要

望」と製作期間、申請期間の「申請から給付までの期間が長い」が28件 (13.9%) であった。移動や日程の確保など「申請に伴う負担」が18件 (8.9%) となっており、先の「申請から給付までの期間が長い」と合わせると「申請手続きに関する要望」が49件 (24.9%) になる。「情報提供に関する要望」や「関係者・関係機関への不満・要望」が各15件 (7.4%) であった。

補装具給付制度において、「給付水準の見直し」と「制度運用への見直し」の制度への要望がほぼ半数の49.5%、申請制度の運用・見直しが24.9%となっている。（表2、図3）

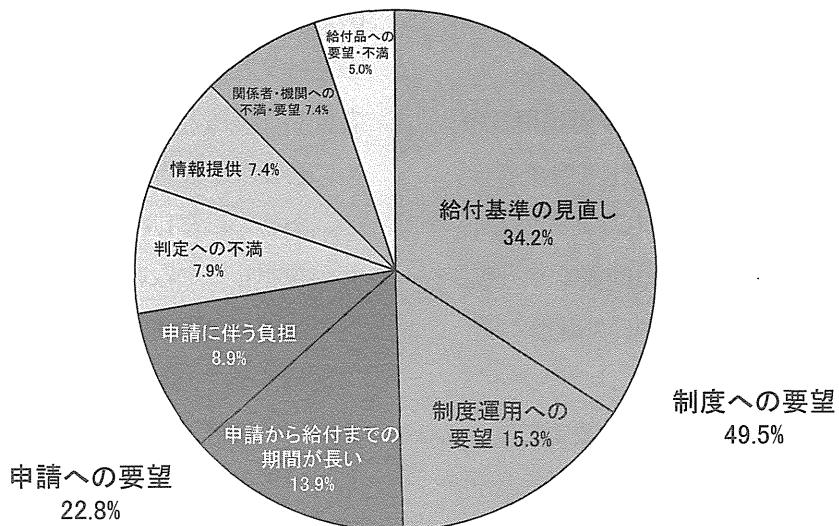


図3 利用者当事者の家族の意見

### 3 中間ユーザである義肢装具士・理学療法士・社会福祉士の意見

埼玉県・佐賀県・岡山県の中間ユーザである義肢装具士・理学療法士・社会福祉士に義肢装具に関する給付制度および判定に際しての問題点について、自由記載のアンケート調査を行い、86項目の意見を収集し分析を行った。

分析の結果、最も多かったのは、「判定に関する

不満・要望」34件 (40.5%) と最も多い。次いで「制度運用への要望」23件 (27.4%)、「制度への要望」12件 (14.3%)、「給付基準の見直し」10件 (11.9%)、「関係者・機関への不満・要望」3件 (3.6%) であった。「制度運用への要望」と「制度への要望」の制度面への要望は35件 (41.7%) となっている。(表3、図4)

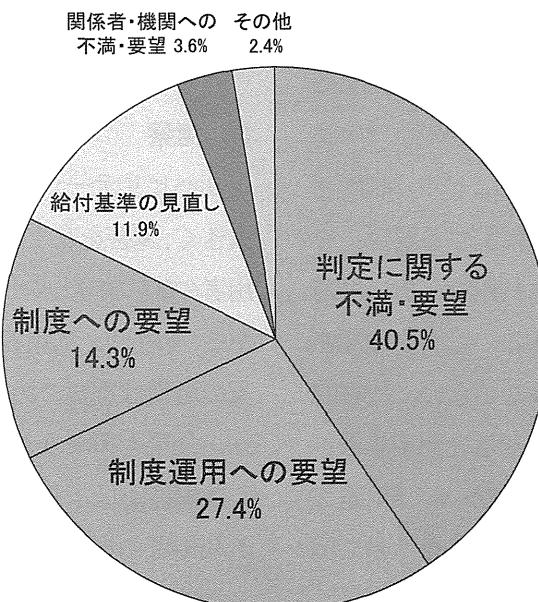


図4 義肢装具士・理学療法士・社会福祉士の意見

#### 4 補装具給付制度に関する課題

##### ～分析結果のまとめ～

補装具の役割は大きく、障害を有する利用者の自立はもとより利用者のQOLの向上や介護者の負担軽減に必要不可欠である。それゆえ利用者の生活状況に適合した補装具の活用は重要である。今回の分析結果から以下の点について課題が明らかとなった。

1. 下肢切断者の義肢および制度への要望では、制度自体に対する不満の記載は少なく、給付される義足の性能に関する要望やアフターフォローについての要望が多い。治療用仮義足の場合は、理学療法士が歩行能力や日常生活動作を修得すべく機能訓練とともに義足の調整を行う。機能訓練を行っている間の断端成熟能などの身体の変化、履物、使用環境に合わせて調整を行うことが常である。しかし身体障害者手帳による障害者自立支援法での義足の給付の場合、ソケットの不具合や平地歩行で不具合程度の確認で終了するため、その後の調整を義肢製作所がになることになるものの、充分に対応できるところは少ない。
2. 当事者の家族の要望として多かったのは、「耐用年数の見直し」「複数給付」「給付対象品の拡大」などの給付品に関するものと「申請方法」「制度運用への要望」などの「制度運用への要望」と「判定方法に関する要望」である。これらに関しては、利用者あるいは窓口や中間ユーザの誤認識あるいは制度に関する説明不足によるものが少なくない。代表的なものとして「18歳以上になると耐用年数が長くなり再申請が容易にできない」「申請ごとに判定を受けなければならなくなるので困る」「これまでのように作り替えの場合は、書類だけで可能にしてほしい」等である。  
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の

6の規定に基づく身体障害児に対する補装具の交付又は修理により行っていたものを障害者自立支援法という制度により給付を行うために必要な手続きであることを理解していない。あるいは窓口の担当者あるいは中間ユーザが説明していないからであろう。もちろん児童福祉法と障害者自立支援法のシームレスな連携体制の構築は必要であるが、利用できる制度の理解は利用する側、それを支援するものも理解すべきであろう。

3. 中間ユーザである義肢装具士・理学療法士・社会福祉士の意見で多いのが、判定結果に納得がいかない、判定基準が明確ではない、意図するものと違うものが処方された、判定に関する専門家のスキルに対する疑問などの「判定に関する不満・要望」が多い。次いで、判定への出席を求められた際の判定による時間的拘束、判定の際の経費負担や給付品の取扱い基準の明確化、採型・補装具制作費の拡大、納入の際のコストなどの「制度運用への要望」となっている。反面、制度利用に対する知識不足や誤った制度理解・運用といった意見もあった。

#### D. 考察

リハビリテーションにおける補装具の役割は大きく、障害を有する利用者の自立はもとより利用者のQOLの向上や介護者の負担軽減に不可欠である。それゆえ利用者の生活状況に適合した補装具の活用は重要であり、不適合はリハビリテーション効果を損なうことになる。多様な補装具が、心身機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある利用者の日常生活の便宜を図るために、種々の公的給付サービスが準備されているが、解決すべき課題は少なくない。

## 1 「補装具給付制度」に関する課題

わが国の社会保障制度は、生活保護法、老人福祉法、障害者自立支援法（身体障害者福祉法・知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉法を含む）、児童福祉法などの公的扶助・社会福祉制度からなる「相互扶助」を共通理念とする「社会福祉サービス」と介護保険、年金保険、医療保険、労働者災害補償保険など保険・年金制度からなる「社会保険サービス」により成り立っている。前者は国民全体を対象に税金で行われ、後者は制度加入者を対象に拠出保険料を財政基盤として制度が行われている。補装具給付制度においても同様で、下記に示すものがある。（表4）

- ① 社会福祉サービスとして、身体障害者福祉法における身体障害者手帳保持者を対象とした障害者自立支援法および児童福祉法があり、わが国の補装具制度の基本的骨格を形成している。
- ② 労働災害補償制度では、労働者災害補償保険法があり、療養の給付としての治療材料及び労働福祉事業としての補装具の支給が行われる。船員保険法、国家公務員災害補償保険法、地方公務員災害補償保険法が類似の制度がある。
- ③ 医療保険制度では、健康保険各法があり、療養の給付として行われる治療材料の内容に義肢装具を含む治療用装具が認められている。
- ④ 年金保険制度では、厚生年金保険法があり、保険サービスとして、義肢、装具、車いす、歩行車、補聴器に限定して支給している。農林漁業団体職員組合法が類似の制度がある。
- ⑤ 公的扶助である生活保護法では、医療扶助の対象となる治療材料として、義肢、装具等の特定品目を指定して運用している。
- ⑥ 国家補償として、戦傷病者特別援護法では、戦傷病者に対し、身体障害者福祉制度に準じ

た補装具支給制度が行われている。

社会福祉サービスの適用対象は国民全体で、状況次第で誰もが対象となり、それぞれの生活および職業等の条件により社会保険サービスの対象にもなる。そのため身体障害者が主な対象となる社会福祉サービスの「障害者自立支援法」と社会保険サービスである労働者災害補償保険法等の複数制度が適用され、各制度から福祉用具が支給される個人利用者が存在する。

現行では、制度間で社会保険サービスを優先するという法調整の規定があるものの拘束力はなく、ほとんど機能していない。また各給付制度間の整合性は殆んどない。これにより障害者自立支援法のみの適用者と複数制度適用者とで、生活自立に格差が生じるとの指摘がある。

### 1. 1 補装具給付制度と制度間格差

補装具給付制度は、社会保険サービスならびに社会福祉サービスのいずれにも設けられており、終戦（1945年）後から今日まで独自サービスが行われている。

「社会保険サービス」は、あらかじめ決められた「保険料」などを利用者が納付（拠出）することで、医療や補装具等の「受給権」が得られる。そのため「社会保険サービス」の場合、受給権が有効である限り、その権利は保持され補装具のサービス提供を拒否されることはない。一方、「社会福祉サービス」の受給権は、本来家族などが行うべきものを国や地方公共団体が家族に代わって「税による措置」により行われるものであるため、利用制限が設けられている。税の公平配分の原則から、①社会的、経済的、障害的条件等による対象者の選別と利用制限が行われる、②あらかじめ基準化された「現物」を給付する方式が採られ、給付の自由度に制限が加えられていることが「社会福祉サービス」受給の前提条件となってい